

山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例の骨子

【目的】

飲酒運転を撲滅するため、県民の意識の高揚を図り、県、県民及び事業者が一体となった取組を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現に寄与する。

【県の責務】

飲酒運転を撲滅するための施策を総合的かつ体系的に推進する。

【公職にある者の率先垂範】

公職にある者（公職選挙法第3条に規定する者をいう。）及びこれに準ずる者は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の撲滅に率先して取り組む。

【県民の役割】

- 飲酒運転が運転者の正常な判断を誤らせ、重大事故の原因となるものであることを自覚し、日頃から一人ひとりが飲酒運転をしない、させないという強い意思をもって、家庭や地域において飲酒運転の撲滅に自主的に取り組む。
- 県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努める。

【事業者の役割】

- 日頃から飲酒運転をしない、させない、許さないことを徹底し、従業員等に対し、飲酒運転の撲滅のための教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努める。
- 県及び市町村の飲酒運転の撲滅のための取組に協力するよう努める。
（特定の事業者の努力義務）
- 自動車等を運行することを主たる事業とする事業者は、自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認するよう努める。
- 酒類を取り扱う者及び駐車場を経営する者は、利用者に見えやすい場所に飲酒運転の撲滅を呼びかける文書等を掲示する等、飲酒運転の撲滅のために必要な措置を講ずるよう努める。
- 飲酒運転を防止する手段となり得る事業を営む者は、飲酒運転の撲滅に向け、自らの事業の活用促進のための広報活動の充実などに努める。

【行政の役割】

- （県）
- 県民及び事業者の飲酒運転の撲滅に向けた主体的な活動を促進するとともに、飲酒運転の撲滅のための施策の推進に当たって、関係団体及び市町村と十分な連携を図る。
 - 飲酒運転の検挙者数及び事故件数、県民及び事業者の取組の状況その他の飲酒運転の撲滅のための情報を積極的に提供するとともに、県民及び事業者が自覚を持って飲酒運転の撲滅に取り組めるよう、飲酒運転の撲滅のための普及啓発活動その他必要な措置を講ずる。
 - 飲酒運転の再発防止のための指導、教育その他必要な措置を講ずる。
 - 飲酒運転による交通事故の被害者、その家族等からの相談に応じるなど適切に対応するとともに、援助を行う団体の活動が促進されるよう、情報の提供等に十分配慮する。
- （市町村）
- 家庭や地域における飲酒運転の撲滅のための取組を一層促進するとともに当該市町村区域内の実情に応じた飲酒運転の撲滅のための施策を実施するよう努める。

◆ 条例制定の経緯 ◆

飲酒運転による悲惨な事故が後を絶たず、安全で安心な県民生活の実現に向け、飲酒運転の撲滅は喫緊の課題となっています。

このような中、県議会では、飲酒運転の撲滅に関する条例化に向けた検討を重ね、平成20年2月定例会において、「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」を本県議会初の議員提案による政策条例として、全会一致で可決、制定しました。

問い合わせ先

山形県議会事務局政策調査室

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL 023-630-2846 FAX 023-630-2853

県議会ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/assembly>

メールアドレス gikaiseisaku@pref.yamagata.jp